

# 京都府公報

号外 第28号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

条 例	規 則
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部交通企画課) 1	○京都府警察手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (警察本部交通企画課) 2

## 本号で公布された条例のあらまし

◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第19号）（警察本部交通企画課）

### 1 改正の理由

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正等を受けた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

### 2 改正の内容

自転車をその表示の対象としている信号について、その対象に特定小型原動機付自転車を加えることとした。（第2条関係）

### 3 施行期日

令和5年7月1日

## 条 例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府条例第19号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「）又は」の右に「特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び」を加える。

### 附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

## 規 則

京都府警察手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府規則第27号

京都府警察手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

京都府警察手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の50の項の(4)中「に掲げる」を「又は第16号に掲げる」に改める。

### 附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。